

## 『様式 31-4』の提出について

『様式 31-4 企業合併等に伴う資産移換のための同意解除の申出（解除通知書）』（以下、『様式 31-4』という。）を提出する場合、以下に記載する添付書類（A）及び添付書類（B）が必要です。

添付書類がない、もしくは不備等がある場合、『様式 31-4』を受け付けることができませんので、ご注意ください。

また、『様式 31-4』は、**雇用の承継先企業において、（資産移換のための）契約継続手続きをした後**でなければ提出できません。

組織再編の内容等により、（資産移換のための）契約継続手続きの内容は異なりますので、あらかじめ◀[中退共本部契約課](#)▶までお電話にてお問い合わせください。

### 【添付書類（A）】 会社情報に係るもの

- ① 合併等後の法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 合併等後かつ提出月前月分の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」のコピー（領収印のあるもの。電子納付により領収印がない場合は、「納付区分番号通知」のページも併せてご提出ください。）

### 【添付書類（B）】 企業年金の規約に係るもの

- ③ 今回の資産移換のために変更を行った企業年金規約（全文）
- ④ ③の規約変更を行った際の厚生労働大臣（もしくは地方厚生局長）による承認（認可）書のコピー
- ⑤ 【移換先が企業型DCの場合】  
契約番号・企業番号等が分かる書類（企業属性登録通知書等）

（裏面もご確認ください）

## 添付書類（B）が準備できない場合の暫定措置について

『様式 31-4』による資産移換の手続きは、中退共に『様式 31-4』をご提出いただくまでに移換予定先の企業年金規約の変更申請を行い、その承認がおりていることが前提となっております。

しかし、企業年金規約の変更申請をその申請期限間近で行った場合、中退共に『様式 31-4』を提出するまでに承認が間に合わず、添付書類（B）を付けることができなくなります。

その場合の暫定措置として、添付書類（C）の添付により、『様式 31-4』の受け付けを行います。

なお、変更申請した規約が承認され次第、速やかに、添付書類（B）をご提出ください。

添付書類（C）による『様式 31-4』の受け付けをした後、添付書類（B）を提出しなかった場合、資産移換はできませんのでご注意ください。

### 【添付書類（C）】 暫定措置

⑤ 今回の規約変更の申請に係る書類

→ 現行の規約、新旧対照表、承認（認可）申請書<sup>（注）</sup>の3点のコピー

（注）承認（認可）申請書には、厚生局の受付印が押印されている必要があるため、申請時にその旨を申出たうえで、受付印を受領してください。

⑥ 直近の規約変更時に交付された承認（認可）書、もしくは届出書のコピー